

障害者総合支援法を知ろう ～地域で暮らし続けるための支援について～



全国手をつなぐ育成会連合会
統括 田中正博

厚生労働省

<措置制度> → **<支援費制度以降>**

行政がサービス内容を決定 → 障害者の自己決定を尊重

本人を主体にした支援へ
○予算額は義務的経費化で2倍以上に

【支援費制度】⇒【障害者自立支援法】⇒【障害者総合支援法】
(H15～) (H18～) (H25～)

- ホームヘルプサービス等訪問系サービス、短期入所、グループホーム等の裁量的経費を義務的経費化
- 精神障害(発達障害含む)、難病等を対象

○全ての利用者に計画相談支援を

障害児者の自立した生活を支えるため、ニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を導入。
平成27年度から、支給決定を行う全ての事例についてサービス等利用計画(障害児支援利用計画)が作成できるような体制を作る。
(本人の希望によりセルフプランの提出も可。)

○障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨、障害者の虐待の5つの類型(①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待)を規定。
- 2 ①保護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待を「障害者虐待」と定め、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付ける。

○障害者差別解消法の成立(平成25年6月)

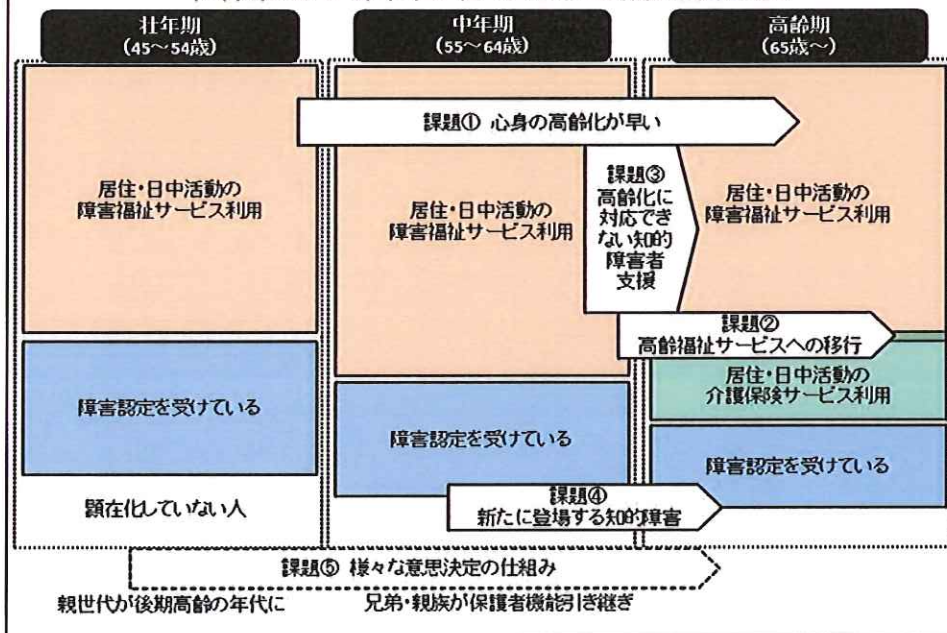
- I. 差別を解消するための措置
差別の取扱いの禁止 合理的配慮の不提供の禁止
国・地方公共団体等⇒法的義務 国・地方公共団体等⇒法的義務
民間事業者 ⇒法的義務 民間事業者 ⇒努力義務
- II. 差別を解消するための支援措置
紛争解決・相談 ●相談・紛争解決の体制整備
地域における連携 ●障害者差別解消支援地域協議会 等

年度	障害者措置費・給付費	自立支援給付	地域生活支援事業	合計
平成17年度	4,312	0	0	4,312
平成18年度	5,000	0	0	5,000
平成19年度	5,500	0	0	5,500
平成20年度	6,000	0	0	6,000
平成21年度	6,500	0	0	6,500
平成22年度	7,000	0	0	7,000
平成23年度	7,500	0	0	7,500
平成24年度	8,000	0	0	8,000
平成25年度	8,500	0	0	8,500
平成26年度	9,000	0	0	9,000
平成27年度	9,500	0	0	9,500
平成28年度	10,000	0	0	10,000
平成29年度	10,374	0	0	10,374

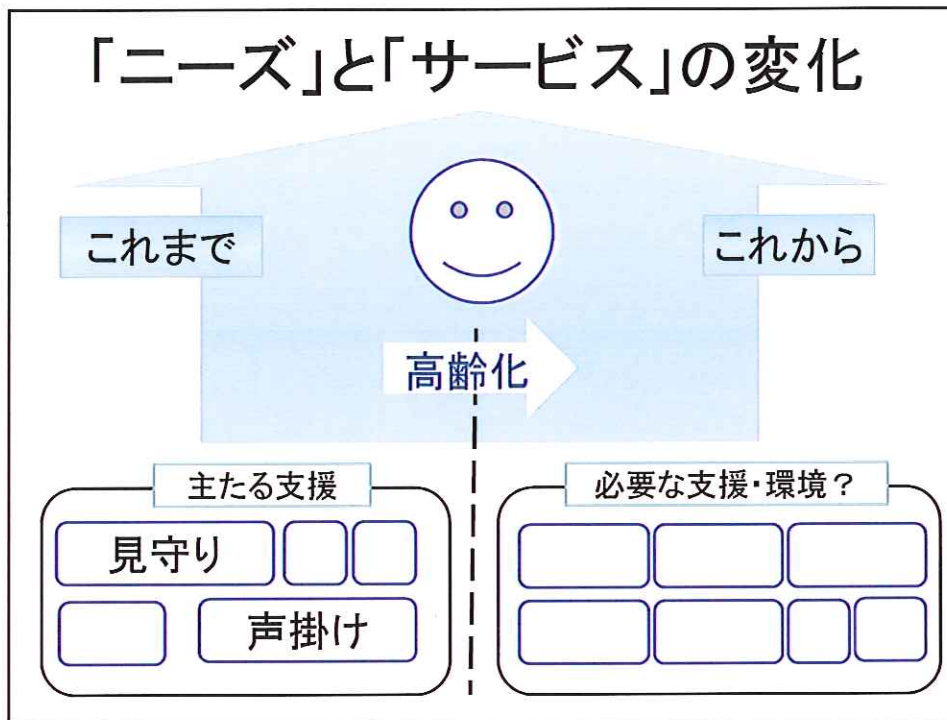
知的障害者の高齢化は、日本でも話題になりはじめました。日本では、65歳を超えた知的障害者は5万人を軽く超えると推測されます。高齢になれば、内科的な様々な病気が増えますし、身体機能の低下も目立ってきます。そして、認知機能の低下も次第に低下します。



高齢知的障害者研究の課題整理



「ニーズ」と「サービス」の変化



高齢者理解のための研修

■「高齢者の身体と疾病の特徴」

高齢者の身体的・精神的特徴、加齢による変化について基礎的な理解を得る。また、生活習慣病や高齢者に多い疾病について学び、ケアにあたっての注意点を理解する。

【出典：日本医師会】

総論

2 高齢者の身体と疾病の特徴

高齢者の身体的・精神的特徴、加齢による変化について基礎的な理解を得る。また、生活習慣病や高齢者に多い疾病について学び、ケアにあたっての注意点を理解する。

● 1 概論	47
● 2 排泄障害	51
● 3 転倒	55
● 4 うつ・脳卒中	57
● 5 がん医療・緩和ケア	66

総論

高齢化への取り組み

- アセスメント・モニタリング
- 環境改善(設備・機器・専門職)
- 支援(介護)マニュアル作成
- 知識・技術・資格取得促進
- 障害福祉・介護保険に関する知識
- 主治医・介護支援専門員・地域包括支援センター等との連携

ニーズ変化への対応

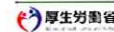
- ①浴槽をまたげなくなった
- ②立ったまま靴を履けなくなった
- ③歩行や立位でふらつくようになった
- ④動作に時間がかかるようになった
- ⑤小さい字が見えにくいようである
- ⑥話し声が聞こえにくいようである
- ⑦トイレに間に合わないことが増えた
- ⑧食事量が減ったり、残したりがある

通院介助はホームヘルプで確保しよう

厚生労働省
平成25年度障害者総合福祉推進事業
障害者及び障害児の移動支援の在り方
に関する調査報告書から「新たな提案」

現状として通院介助は、ヘルパーの行為として身体介護に当たり、外出時の移動も加わり制度が成立していると理解できる。しかし通院介助では、病院までの移動の対応も支援としては重要であるが、特に知的や精神の分野ではその障害特性を踏まえて、本人の**病状や苦痛**などを相談者が丁寧に聞き取り、本人の**代弁者**として医者に伝えることと、**医療からの必要な情報**を本人が十分に理解できるように支援する事が求められている。**通院介助でアクセスすべきは移動だけではなく、情報へのアクセスと捉えるべきである。**個別給付である**通院介助が、ヘルパー業務の相談を重視して展開**されるようになれば、地域生活支援事業である移動支援での工夫や、ホームの世話人や家族を頼りにした支援で乗りきらざるを得ない現状を改善し、確実に障害のある方の適切な通院保障が行われるようになる。通院介助を巡る制度の再整理をして、真に活用できるように、見直しが求められている。

障害者の通院時の付き添いについて



- 居宅介護における病院内での付き添いについては、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」旨通知しているところ。
※ 「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- なお、先日11月4日に開催された「障害保健福祉主管課長会議」において、各都道府県等に対し**算定対象となる場合の例示も含め、下記のとおり周知**したところである。
引き続き、適切な支援が行われるよう、様々な機会を通じて周知することとした。

「平成26年11月4日開催 障害保健主管課長会議資料（抜粋）」

- ④ 居宅介護における通院等介助について
居宅介護における「通院等介助」については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。
具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①**院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること**等が考えられる。

【利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の例】

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

12 訪問系サービスについて

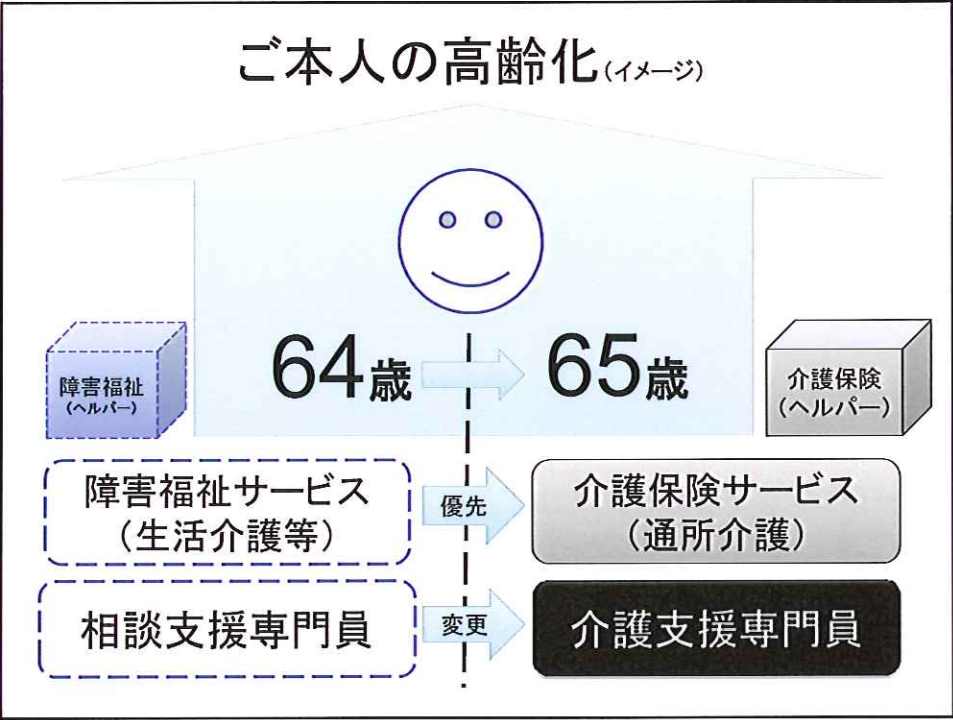
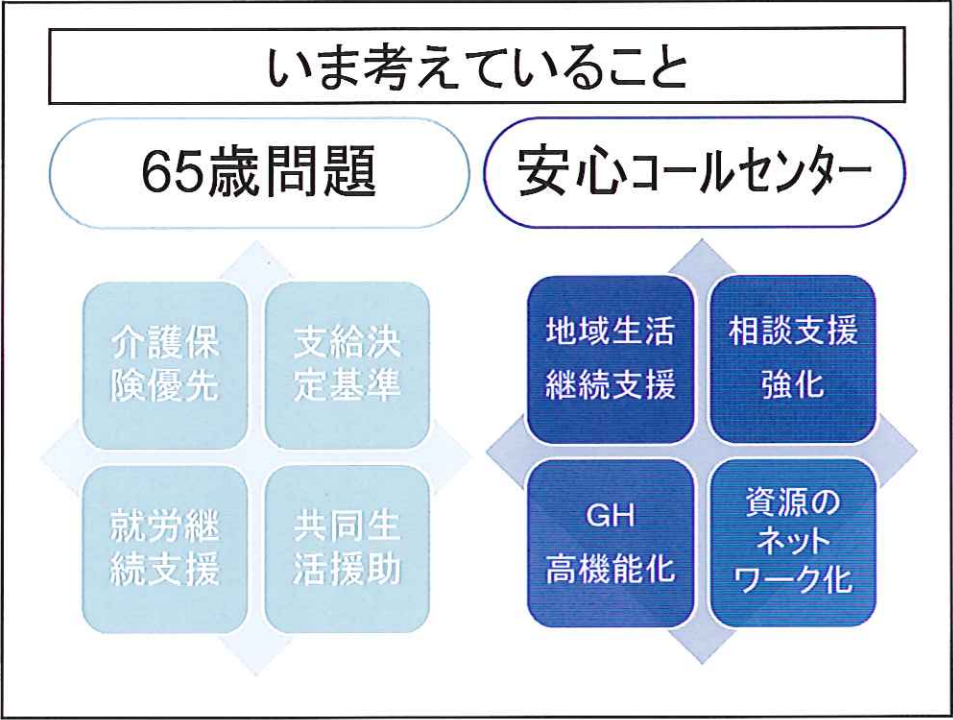
(2) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

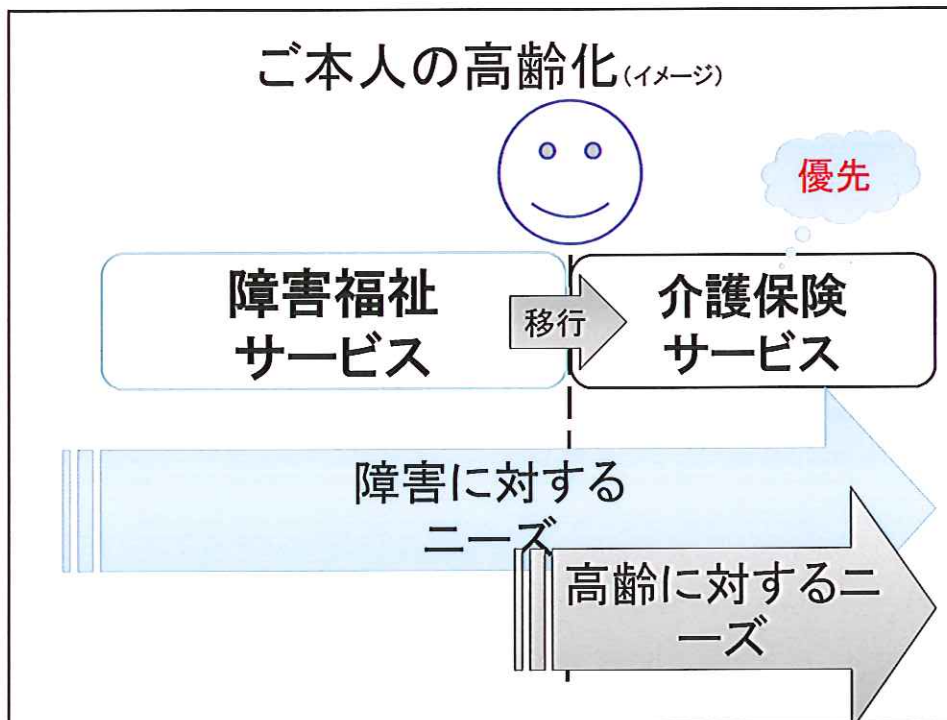
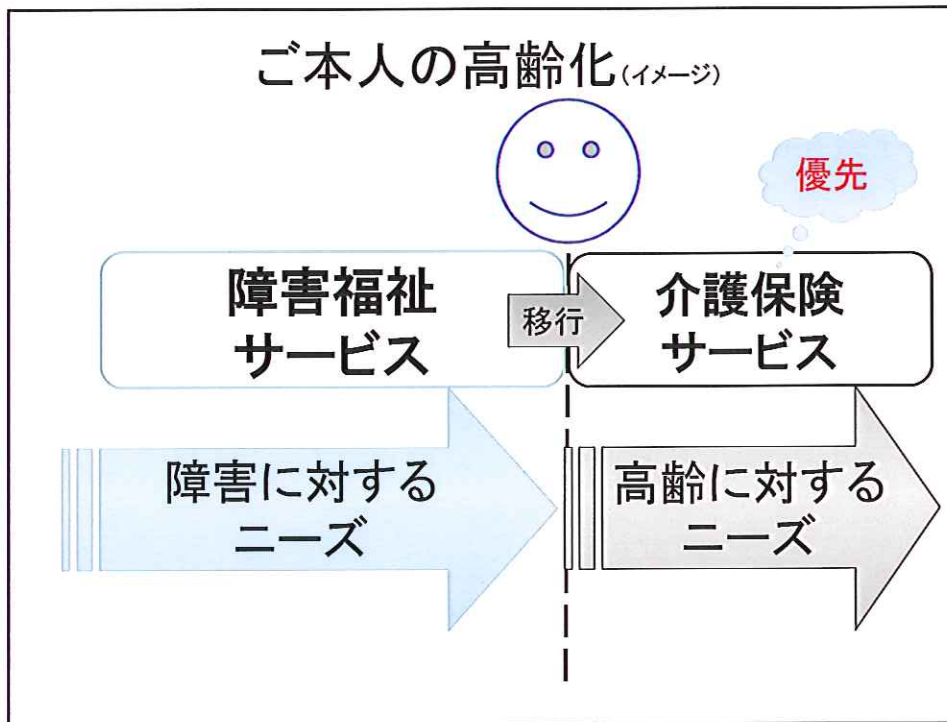
④ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、**基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる**」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、**例えば院内の移動に介助が必要な場合や知的・行動障害等のため見守りが必要な場合、排せつ介助を必要とする場合等が想定されるので、参考としていただきたい。**

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。





介護保険給付＞自立支援給付

【優先される介護保険給付】

- 介護給付、予防給付、市町村特別給付

【個別に障害施策の対応が考えられる場合】

- 介護保険に相当するものがなく、障害福祉サービス固有のもの
 - ◇ 同行援護
 - ◇ 行動援護
 - ◇ 自立訓練(生活訓練)
 - ◇ 就労移行支援
 - ◇ 就労継続支援 等
- 介護保険の非該当判定でサービス利用ができない場合で、障害福祉サービスによる支援が必要と市が認めるとき

障害福祉サービス等から 介護保険への移行について

1. すみやかに介護保険サービスに移行できるよう、年齢到達の前から65歳到達後は障害福祉サービス等は原則として**利用できない旨を機会あるごとに伝え、準備を促す。**
2. 65歳到達の**誕生日の3か月前**に、市から本人宛に介護保険への**移行案内文書の送付**を行う。
3. 介護保険サービス事業所の見学・体験等を含む移行期間として、障害福祉サービス等の支給決定期間は**65歳誕生日から3か月**が経過した日の属する月の末日までとする。

ただし、**特段の事情により**…延長することができる

M市支給決定基準より

※注 介護保険対象者の生活介護利用
についての考え方(〇〇市)

1. 原則

65歳以上の障害者については、**生活介護の支給決定をしない。**

2. 例外

- ①介護保険**非該当**(更新時期には再認定必要)
- ②介護保険サービス事業所が**身近にない**、あっても定員に**空きがない**、心身の状況により**受け入れ可能な事業所がない**(解消するまでの間)
- ③市が聞き取りをして判断された者

市による具体的な内容の聴き取りについて

■概況や日頃の活動内容、支援経過を聞き取ることとなるが、**最も重要**となるのはサービス利用に関する**具体的内容(利用意向)**であり、本人にとって**必要な「支援内容」**である。

■利用意向については、サービスの申請(継続)について「**何故そのサービスを受けたいのか(続けたいのか)**」を聞き取りする。

。

可・不可の判断基準【不可】

- (単に)介護保険を利用したくない
- 自分は若いので高齢者のところに行きたくない
- 慣れ親しんだ支援員、利用者がいるところがいい
- 自宅から近く通いやすい
- 自己負担が高いので介護保険を利用したくない

⇒これらは、支援内容と直接かかわりのない部分なので必要と判断できない。

可・不可の判断基準【可】

- 本人、サービス提供事業者、ケアマネジャー等からの聞き取りから、現事業所において創作的活動及び生産活動に従事しており、通所介護及び通所リハビリテーションにおいては同様の活動がなく、かつ当該事業所における創作的活動及び生産活動から本人が獲得する支援の具体的な効果(例:社会参加への意欲向上、規律のある生活の獲得、身体能力の向上・維持、精神的な安定)が獲得できないと判断された場合。

市町村による運用の違い【上乘せ】

居宅介護・重度訪問介護

- ①全身性障害
- ②要介護5
- ③介護保険1月あたりの支給限度までサービス利用かつホームヘルプサービス利用が基準額の概ね5割以上
- ④ケアマネジャーの作成するケアプラン上、必要と認められた者

①、③は平成12年3月24日の厚労省通知に基づく？

◆厚労省は自立支援法制定時(19年通知)には見直し。

②は市町村独自？要介護4、5以上のところもある。

新宿区、篠沢氏の障害給付断る「65歳以上」を理由に

昨年2月、ALSと診断され、4月に気管を切開し人工呼吸器を装着した。夜は2、3時間おきにたんを吸引するなどの介護が必要になったという。(当時76歳)

礼子さんは、介護保険のほかに夜間の訪問看護を上乘せサービスで受けようと、国障害給付を申し込んだ。しかし区の職員は「65歳以上は介護保険だけ。障害者が増えているので税金で賄えない」などと断ったという。

2010/02/03【共同通信】

※現在は見直されています



<http://www.47news.jp/CN/201002/CN2010020301000720.html>

■「地域から施設」への新潮流？
■「65歳になると通所できなくなる」と
相談事業所から説明がありました。来
週施設が空くそうなので入所させます

■65歳になったらグループホームを出な
ければいけないと聞きました。親がどこか
自分で探さないといけないんですよね？

■入所だったらずっといられるのに、グ
ループホームや自宅ではやっぱり駄目
なんですね…。

介護保険適用除外施設

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

①～⑪に掲げる施設から介護保険法の規定
によるサービスに**相当する介護サービスが提
供**されていること、当該施設に**長期に継続して
入所**又は入院している実態があること等の理
由から当分の間、介護保険の被保険者とはな
らないこととされている。

○障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について
(平成19年3月28日)

(2)介護給付費等と介護保険制度の適用関係

①優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、**介護給付、予防給付及び市町村特別給付**とされている。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

○障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について
(平成19年3月28日)

(2)介護給付費等と介護保険制度の適用関係

② 介護保険サービス優先の捉え方

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない**障害福祉サービス固有のもの**と認められるもの(行動援護、
自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

○障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について

就労支援も例外ではない？

■就労継続支援A型

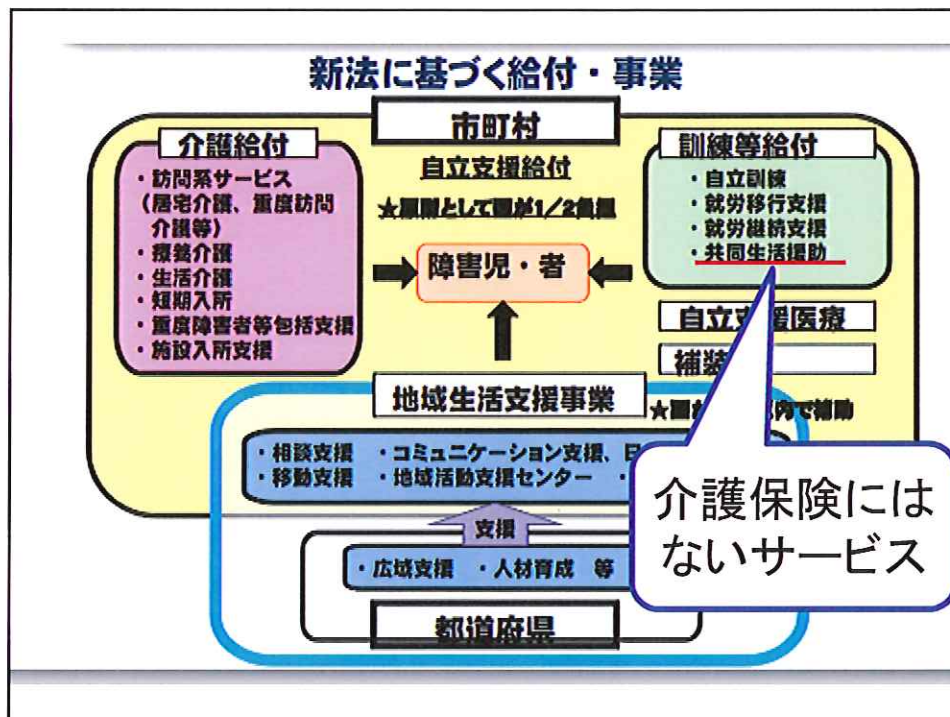
65歳になったら

雇用あり ⇒ 雇用なし

■就労継続支援B型

64歳までにA型→B型に移行すれば

継続可能



居住施設(高機能グループホーム)

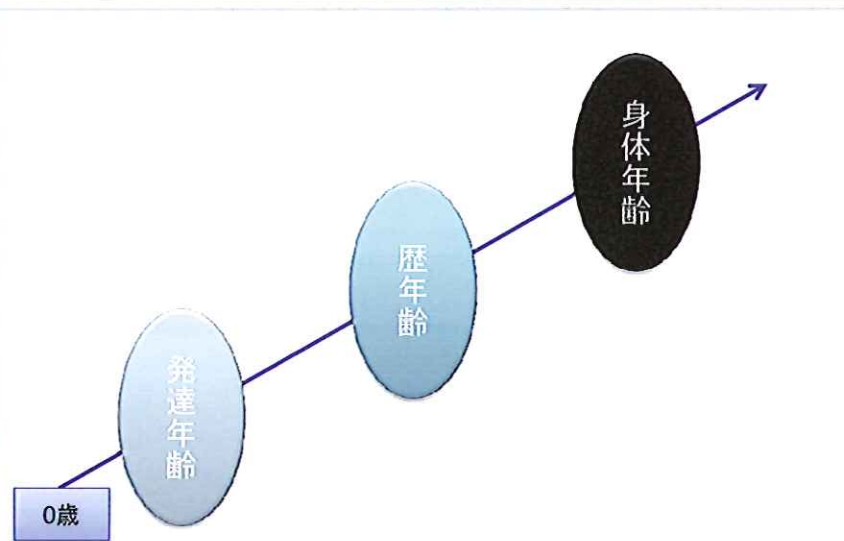
- ・入所施設ではなく基本的にはグループホームであり地域における居住の場であるが、構造及び設備等については、入居者の障害特性に合った仕様とする。例えば、窓ガラス等は強化ガラス等を使用し、壁等も通常のグループホームの居室よりも耐久性かつ安全性の高い仕様とする。
- ・原則、個室とするが、シェルターやターミナル期の利用時は家族で利用できるなど多様性を持たせた仕様とする。また、往診や医療的ケアが必要な際に最低限必要な医療機器が使用できるよう電源や照明、スペース等を確保する。

- ・通常の浴槽に加え、特殊浴槽を設置するなど利用者の多様なニーズに応えることができるようにする。
- ・このため、施設整備については通常のグループホームよりも多額の資金が必要となるため、複数年度に分けての段階的な整備や地域貢献として法人の自己資金等による一括整備など事業者を選択を任せる。
- ・必要な居室等については以下のものが考えられるが、その他運営に必要な部屋や諸設備等については、別途協議する。

社会生活の継続性・連続性

本人が希望する場合をのぞき、サービスを利用する場所や支援者の急激な変更を高齢期に突然行うことは、生活の継続性・連続性の観点からどうか？

3つの年齢差



障害支援区分への見直し（案）

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

① コンピュータ判定式の見直し

現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるよう、コンピュータ判定式の技術的な見直し。

② 警告コードの廃止

一部の組み合わせだけでは障害の特性か、入力ミスを判断することは困難なため、警告コードを廃止。

2. 認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 調査項目の追加 [6項目]

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

② 調査項目の統合 [14項目 → 7項目]、削除 [25項目]

評価が重複する調査項目を統合するとともに、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除。

③ 選択肢の統一

「身体介助」「日常生活」「行動障害」に係る各調査項目の選択肢を統一。

④ 評価方法の見直し

できたりできなかったりする場合、「より頻回な状況」から「できない状況」に判断基準を見直し。

⑤ その他（認定調査項目以外の活用）

医師意見書の一部項目を、コンピュータ判定で直接評価。

17

2. 調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 調査項目の追加 [6項目]

課題 知的障害者及び精神障害者の特性をより反映できるように、調査項目を追加する必要がある。

見直し 現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。
特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に関する調査項目を追加。

調査項目の追加

健康・栄養管理：「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識：「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き：「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻：「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感になること、鈍くなることの有無」を確認
集団への不適応：「集団に適応できないことの有無や頻度」を確認
多飲水・過飲水：「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無や頻度」を確認

※ その他、評価内容を追加・見直す主な項目

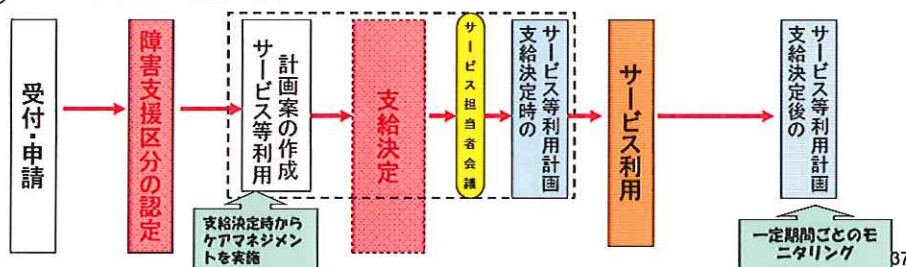
衣服の着脱（衣服の準備等）	じょくそう（予防のための介助）	えん下（経管栄養等の状況）
食事（食事開始前の支援）	入浴（洗髪や洗顔、浴槽の出入り）	排便（月経時の処理）
薬の管理（内服薬以外）	金銭の管理（金融機関での手続き）	視力（全盲） 聴力（全ろう）
昼夜逆転（睡眠薬等の内服）	支援の拒否（介護以外の支援）	外出して戻れない（周辺地理を理解していない）
そううつ状態（そう状態）	不安定な行動（支援者等の変化）	話がまとまらない（興奮時の一時的な場合）
1人で出たがる、物や衣類を壊す、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為（周囲や周辺の配慮等）		
寝癖癖、不潔行為、暴言行為、不適切な行為、突発的な行動（未然に防ぐ支援）		
特別な医療 [12項目]（本人や家族等が行う類似の行為）		

36

支給決定プロセスの見直し等

- ④ 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- ⑤ 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- ⑥ 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)

⑦ とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



サービス等利用計画の重要性

なぜ、サービス等利用計画は市町村の支給決定「前」に案を作成するのか

【ここに重要性がある】

支給決定にサービス等利用計画案を作成するということは、本人や家族の思いを元に、年齢に応じた現在の困り感や将来希望する暮らしぶりを一緒に考える、ということ

つまりは、ライフプランになります。

サービス等利用計画の重要性

複数の障害福祉サービスを組み合わせて使う可能性があるため、本人に適したマッチングやコーディネートが必要

支給決定プロセスを見直しサービス等利用計画を支給決定前に作成

さらにサービス等利用計画の対象者を「個別給付利用者の全員」へ拡大（平成27年4月からは必須、それまでは経過措置）

39

サービス等利用計画の必要性

総合支援法サービスの「利用予定表」を作成するのではない。インフォーマルな支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 要介護度（使えるサービス量）がハッキリしてからケアプランを作成する介護保険、市町村の支給決定前（使えるサービス量が不明な段階）からサービス等利用計画を作成する障がい児者支援

40

サービス等利用計画の重要性

本人や家族の現状課題や将来展望に応えた、福祉サービス以外の支援も含めたサービス「等」利用計画を作ることが大切

→ 家族介護を前提としてケアプランを立てる介護保険、最終的には家族介護は前提とせず、しかし家族の意向や家族支援をも盛り込んだサービス等利用計画を立てる障がい児者支援

41

サービス等利用計画の重要性

特に知的・発達障害のある人の地域生活支援を考えると、相談支援は命綱。意思決定支援を「形」にできるのはサービス等利用計画
障害のある人の意思決定を支援しつつ、本人を中心として現状の課題や将来展望を共有した上で、福祉サービスの組み合わせだけではない「ライフプラン」としてのサービス等利用計画を作ることができているか…**ライフプランと意思決定支援**

42

育成会だから**できること**、
育成会として**すべきこと**

高齢化に備えて必要なのは変化する暮らしぶりを
一緒に考えてくれる支援
重要なのは**サービス等利用計画**

できること、すべきこと

まずは「今の暮らし」から「これからの暮らし」を考
えてみよう。

**ご本人のこれからと、ご家族のこれからを
おためし利用はGHだけではない**

**短期入所やホームヘルプをためしてみよう
相談支援専門員を元気づけよう。**

サービス等利用計画を一緒に盛り上げよう

「わたしの希望する暮らしシート」

岩手県障害福祉課作成

好きなことや楽しみ	趣味や余暇などに関する内容を記載します。
人づきあいのこと	家族や友人関係、近隣との関係、病院職員や施設職員との関係など対人関係について記載します。
住むところ	本人が住みたい地域（県、市区町村）や自宅、グループホーム、アパートなどの居住形態について記載します。
いつもの暮らし	普段の暮らしについて記載します。日中活動の利用以外に、本人が利用しているサービスなどについても記載します。
身の回りのこと	ADLやIADLなどのほか、手話などコミュニケーションに関することなどを記載します。
からだやこころのこと	服薬の状況、病気の状態など健康に関する内容を記載します。
もしものときのこと	緊急時や急変時などの場合について記載します。また、権利擁護事業や成年後見制度の利用がある場合はこの欄に記載します。
そのほかのこと	他のいずれにも該当しない内容がある場合に記載します。

新

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

厚生労働省

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者
(計画作成担当)

アセスメント
・障害者の心身の状況
・その置かれている環境
・日常生活の状況
・現に受けているサービス
・サービス利用の意向
・支援する上で解決すべき課題
・その他

サービス等利用計画
・生活に対する意向
・総合的な援助の方針
・解決すべき課題
・サービスの目的(長期・短期)
・その達成時期
・サービスの種類・内容・量
・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

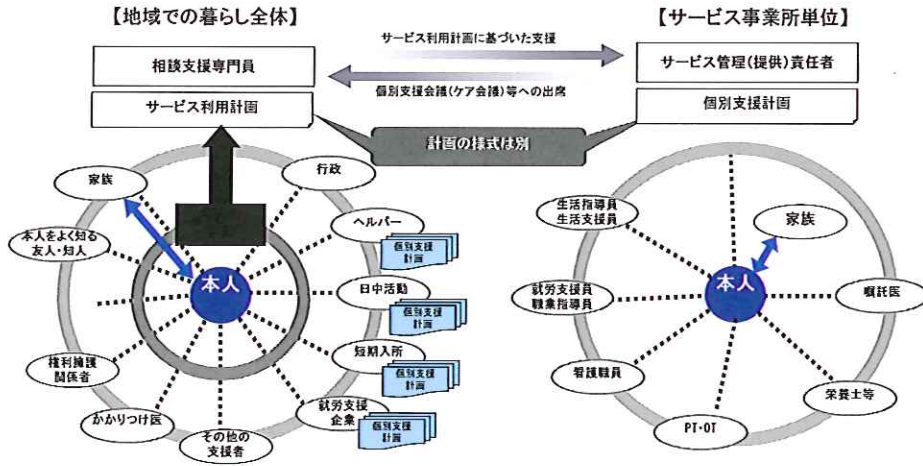
サービス事業者

アセスメント
・置かれている環境
・日常生活の状況
・利用者の希望する生活
・課題
・その他

個別支援計画

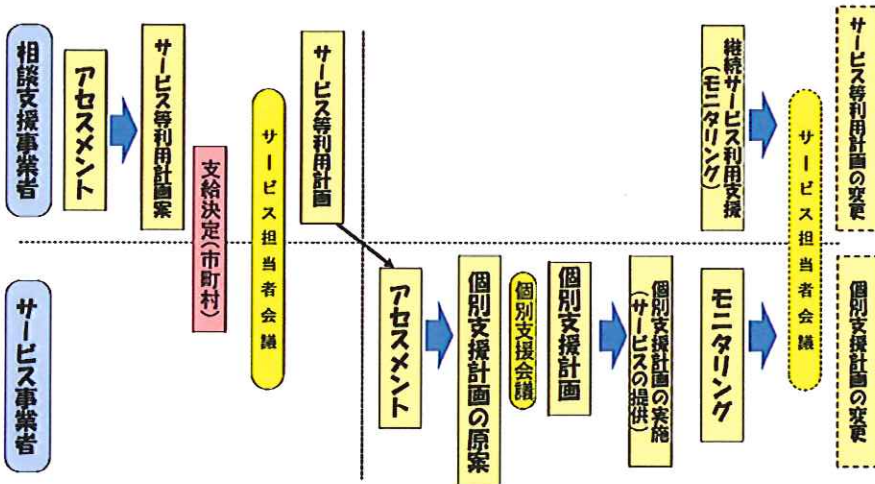
サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

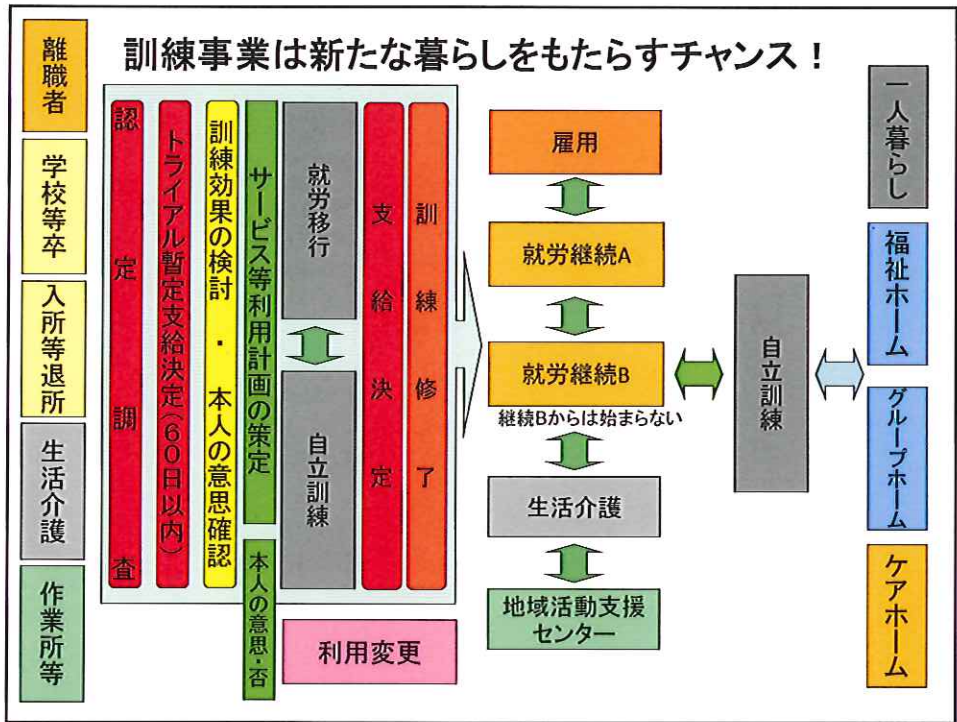
相談支援専門員、サービス管理(提供)責任者が作成する計画と区の役割



○サービス利用計画: 本人の「したいこと」を中心とした地域生活支援のための総合的な計画
 ○個別支援計画: それぞれのサービスについて、サービス提供上の本人のニーズ、目標、支援方法などを示した計画。サービス提供の責任体制をはっきりさせ、サービスの質の向上を目指すもの。

新 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係





日中活動系サービスの考え方

地域活動支援センタ	生活介護	就労継続B	就労継続A	就 労
社会参加目的	障害程度区分による利用分け 6～4：生活介護、3以下：就労継続B		雇用契約（雇用保険の加入） ※ 障害程度区分にかかわらず対応可能	
生活リズムの安定				
社会参加性の充実		就労（はたらく）の機会の保障と充実		
日割り制活用による柔軟な複数事業の利用等			援助付き雇用等労働施策の活用	
生産活動	工賃支払い可能	工賃水準確保	最低割れ賃金可	最低賃金確保
		賃金の支払い		
創作芸術活動 社会交流		給与の支払い		
収入の安定				
生活基盤の安定 障害基礎年金1級・2級、居住の確保（家賃補助、等）				
余暇支援・ホームヘルプ・生活支援・成年後見・権利擁護 等				

厚生労働省

宿泊型自立訓練の地域移行・地域生活支援機能の強化

改正障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年度からは**宿泊型自立訓練と就労継続支援などの日中活動サービスやショートステイの事業等を組み合わせて実施しやすくするとともに、新たに創設する地域移行支援・地域定着支援を組み合わせて実施すること**等により、病院・入所施設からの地域移行・地域生活への定着を一層促進。

～H24.3.31～

▲ 改正障害者自立支援法の施行・新体系移行の期限

精神障害者生活訓練施設、知的障害者通動寮など旧体系施設
(昼夜を通じた社会復帰のための訓練等)

※旧体系施設については、平成24年3月末までに新体系へ移行することが必要

新体系サービスへの移行の円滑化及び地域移行・地域生活支援機能の強化を図る観点等から**宿泊型自立訓練の規制等の見直しを検討**

- ① 標準利用期間が3年の場合の報酬設定の見直し等
- ② 短期入所を行う場合の要件緩和(空床等の利用)
- ③ サービス管理責任者の配置基準に係る要件緩和
- ④ 新体系に移行した施設の設備に関する特例

宿泊型自立訓練
(夜間における地域生活のための訓練等)

+

+ 専門者の選択により、次のサービスを組み合わせて実施

日中活動サービスの実施
(自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型など)

ショートステイの実施
(再入所の予防・悪化時の受け入れなど)

地域移行支援・地域定着支援の実施
(新生活の準備支援、24時間相談支援体制、緊急時対応など)

↓ 連携 ↑

★相談支援の充実

- ・ケアマネジメントの導入によりサービス利用計画案を重視
- ・相談支援体制の強化(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)など

51

迫りくる「家族同居の高齢化」をどのように受け止めるのか？

2015年は本格的な超高齢社会の「入り口」

○高齢者人口の「ピーク前夜」へ

→ 2015年には「ベビーブーム世代(第1次)」が前期高齢者(65～74歳)に到達し、その10年後(2025年)には高齢者人口がピーク(約3500万人)を迎える。

○認知症高齢者が「400万人台」へ：2025年

→ 現在は認知症高齢者が既に305万人と見込まれるが、今後急速に増加し2015年には350万人になると推計される。

「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

①「発見」の段階

- ・簡易版チェックリストによるスクリーニング
- ・相談支援事業所、サービス事業所等による気づき
- ・親の会、相談員、民生委員等による気づき
- ・地域住民からの情報提供

「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

もしかしたら、リスクを抱えている家庭
かもしれない……。



詳細版チェックリストによる
リスク度評価



訪問(アウトリーチ)等
による現状確認



「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

②「見守り」の段階

- ・個別支援会議
- ・サービス等利用計画
- ・地域定着支援事業の活用
- ・親の会、相談員、民生委員等の見守り

「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

いつもと様子が違う気がする……。
最近、いつも同じ服を着ている……。
仕事に来なくなった……。
電話をかけても出ない……。



危機のキャッチ



※危機のキャッチには、受け取る側に
「感度の高さ(感性)」が求められる。

「ハイリスク家庭」への5段階のアプローチ

③「危機介入」の段階

- ・緊急の電話相談対応
- ・緊急の訪問
- ・緊急のショートステイ

※緊急時に対応できるサービスとして、
・地域定着支援事業
・地域生活支援の拠点が普及することが重要。

地域移行支援・地域定着支援と地域生活支援事業費補助金等との整理

【1住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ①入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ②入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③24時間支援

【2地域移行のための安心生活支援事業】

- ①常時の連絡体制と緊急時の支援
- ②緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③一人暮らしの体験宿泊(同上)
- ④②・③の居室の確保料
- ⑤地域の体制整備のためのコーディネート

【地域移行支援】

【地域定着支援】

- 対象者
居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者
- サービス内容
・常時の連絡体制の確保
・緊急時の支援
(緊急一時的な宿泊を含む)

「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

④「支援の調整」の段階

- ・関係機関(福祉・他分野)の調整会議
- ・サービス等利用計画の修正
- ・支援体制の確立、生活再建への取り組み

※速やかに支援を調整する仕組みを整備しておかないと、困難ケースのブラックボックスになってしまう。

※参考「上越市あんしん生活支援事業」

「ハイリスク家庭」への 5段階のアプローチ

⑤「地域の支援体制の確立・強化」の段階

- ・地域協議会での検討
- ・地域のセーフティネット、支援体制作り

「ハイリスク家庭」を支えていく上での個別の課題。



地域協議会において地域全体の課題として取り組む。



地域のなかで「ハイリスク家庭」への対応力を上げる。



危機的な状況を未然に防ぎ、「孤立死」を防ぐことができる。

地域における居住支援の 在り方についての論点

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

61

地域における居住支援に求められる機能について

関係団体からのヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

整理

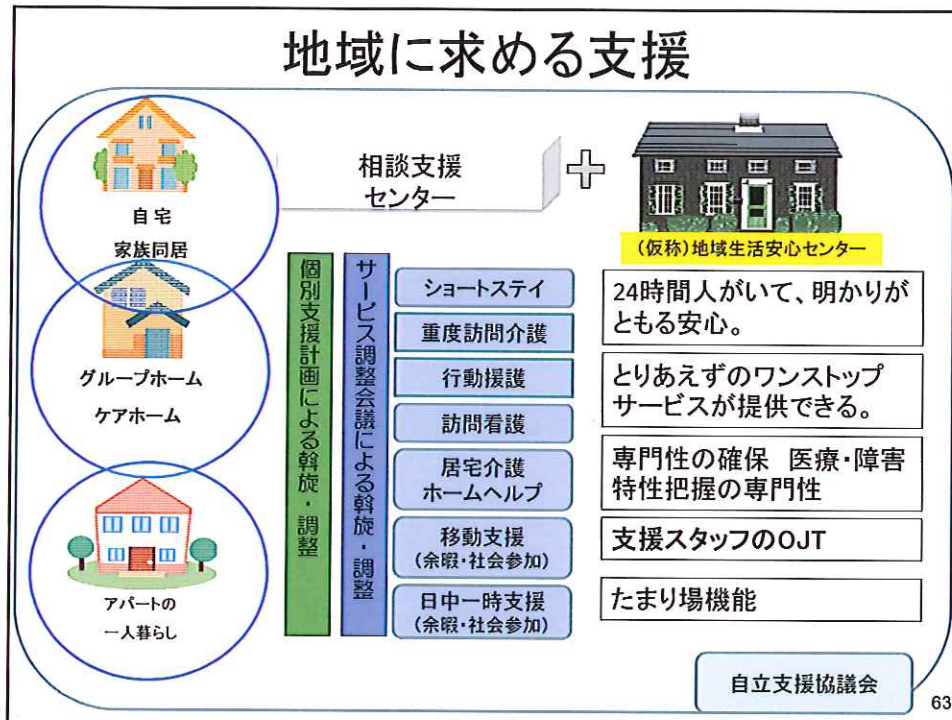
求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
 ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
 ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

62

地域に求める支援



「障害児者の地域生活推進のための多機能拠点構想」(地域生活支援拠点)

小規模・多機能拠点の整備(コーディネーターの配置、グループホームの定員規模の特例、障害福祉計画に基づく整備)やグループホームにおける日中・夜間や重度者に対する支援の充実等の必要性をまとめ、高齢化・重度化や「親なき後」の課題に一定程度対応することができるよう、地域における居住支援のための機能を強化していくこととなった。

「機能強化」

体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応などをショートステイの拡充を軸に地域の機能を強化

拠点整備には追加整備費(国二分の一、地方自治体四分の一)が予算化されました。これには、安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや個別給付による地域定着支援の実施が優先的な採択の必須条件

地域における居住支援のための機能強化



障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられる。

（参考）居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

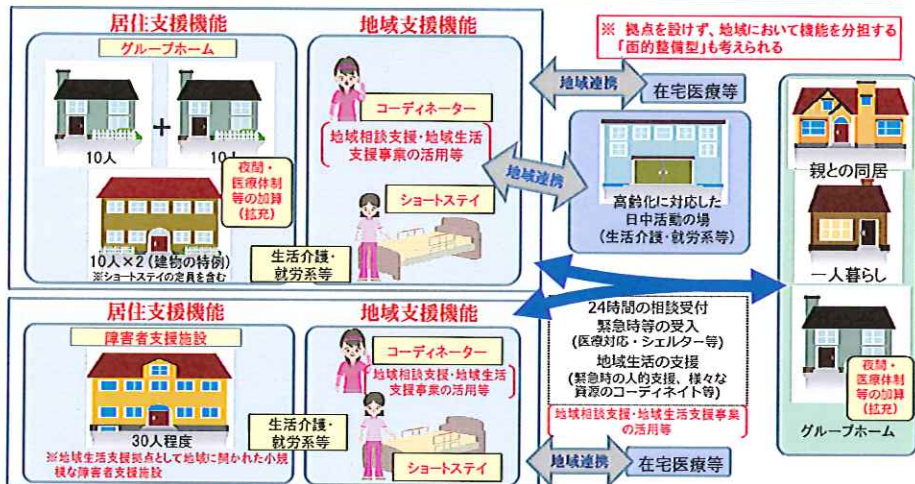
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構築 (地域生活支援拠点)

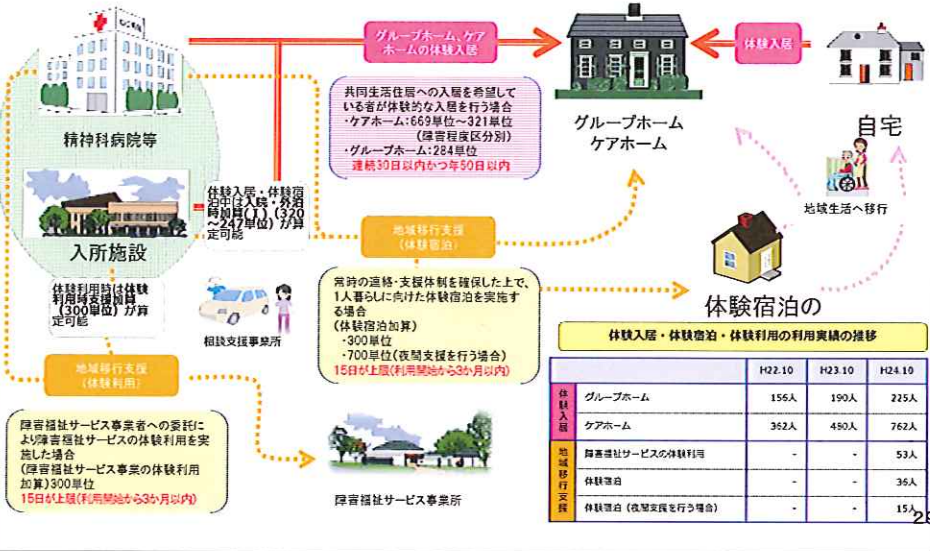
社会保障審議会障害者部会
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

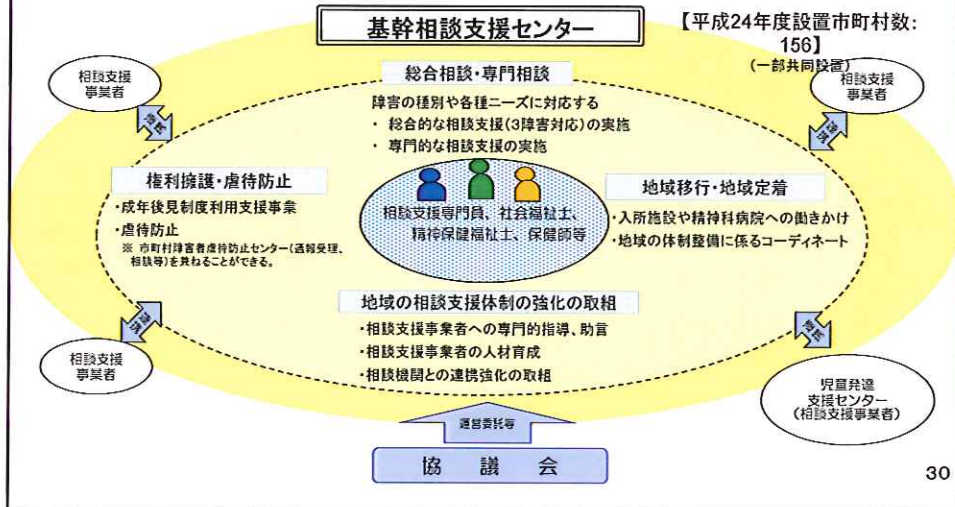
施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホーム等の体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



基幹相談支援センターの役割のイメージ

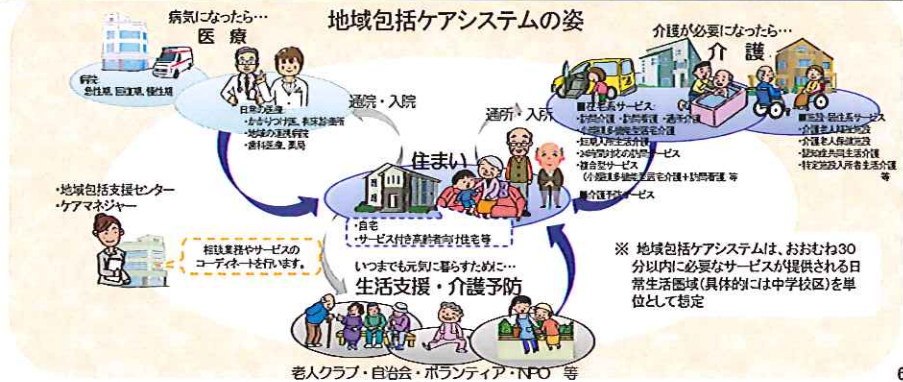
基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。また、社会福祉施設等施設整備補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



69

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援

- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ▶ 「生涯現役コーディネーター(仮称)」の配置や協議体の設置などに対する支援



70

これから市町村毎に備えなければならない支援の要

◇ サービスを調整する体制

相談事業→計画相談→個別支援計画→モニタリング

◇ 基盤を整備する体制

自立支援協議会→障害福祉計画

◇ 「障害福祉計画」—PDCAを活用した実効性の担保

障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点については、平成29年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一カ所ずつ整備するよう、障害福祉計画の成果目標として新たに設定する。

サービス基盤の計画的整備

- 障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項に追加
 - 基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
 - 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、ニーズ把握等を行うことを努力義務化
 - 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
- 【平成25年4月1日施行】

基本指針の見直し

基本指針:厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

1 目標に関する事項の追加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定めることとする。

2 障害者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を調査し、必要があると認めるときは、基本指針を変更する。

障害福祉計画の見直し

市町村(都道府県)障害福祉計画:市町村(都道府県)が基本指針に即して(広域的な見地から)定める、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

1 障害福祉計画に定める事項の見直し

①市町村・都道府県が計画に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加える。

②市町村・都道府県が計画に定めるよう努める事項に、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携を加える。

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・調査して計画を作成するよう努める。

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価の実施

市町村及び都道府県は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。

協議会の見直し

自立支援協議会:地方公共団体が設置する、関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改める。

2 構成員

協議会の構成員に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記。

3 協議会の設置

地方公共団体は協議会を設置するよう努めるものとする。

第4期(H27~H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

<計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

<個別施策分野①:成果目標に関する事項>

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院から
地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

<個別施策分野②:その他>

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐
待防止 等